

令和8年度白石市総合福祉センター空調換気衛生設備保守点検業務

仕 様 書

白石市保健福祉部福祉課

	業務名	点検整備機器/点検回数	機種番号	台数	メーカー名	点検整備項目
1	空調設備保守業務	空冷ヒートポンプチャージャー (年2回)	MSVC2002F (圧縮機56.4kW)	2	三菱重工	1 冷房オン点検 ・振動及び異音の有無確認 ・外観点検 ・下記運転データ採取し状態確認(専用ツールによる) 1) 圧縮機積算運転時間 2) 運転周波数 3) 圧縮機吸入過熱度 4) 運転圧力 5) 水熱交換器冷媒出入口温度 ・第一種冷媒フロン類取扱技術者によるフロンガス漏洩検査 2 冷房オフ点検(簡易点検を含む) ・外観点検
		真空式温水ヒーター (年2回)	VEC(J)-50ESN II -H-A	1	ヒラカワ	1 総合点検 ・炉内・水管群高压洗浄 ・バーナー整備 ・付属部品点検 ・安全装置点検 ・燃焼調整 ・点検時交換消耗部品 温度ヒューズ、空焚きヒューズ、溶解栓、点火電極 ノズルチップ、カットオフ弁 2 通常点検 ・炉内点検 ・バーナー整備 ・付属部品点検 ・安全装置点検 ・燃焼調整
		空調機 (年2回)	FY-13UCH FY-15UCH FY-20UCH FY-30UCH	1 2 2 1	松下精機	1 フィルター清掃 2 異常音、振動、水漏れ及びび損傷の有無点検 3 Vベルトの張り点検 4 軸受クリスアップ° 5 絶縁測定 6 運転電流測定 7 ドレンパン清掃
		ファンコイルユニット (年2回)	天井カセット形 天井隠蔽形 床置隠蔽形	3 13 4	昭和鉄工	1 機能点検 2 フィルター清掃 3 異常音・振動の有無確認 4 吹出し温度測定

	業 務 名	点検整備機器/点検回数	機種番号	台数	メーカー名	点検整備項目
		ポンプ類 (年2回)	冷温水ポンプ(11kW) オイルポンプ(0.2kW)	2 2	川本製作所	1 モーターの絶縁、電圧及び電流測定 2 軸受部点検 3 異音、振動の有無点検 4 運転状態確認
		排水ポンプ (年1回)	排水ポンプ	5	川本製作所	1 モーターの絶縁、電圧及び電流測定
		暖房用加圧シスターンポンプ (年1回)	ST-155-3	1	三菱電機	1 外観の状況確認 2 ホールタップ点検 3 圧力スイッチON・OFF機能点検 4 加圧給水ポンプ異音、漏れ確認 5 タンク内排水清掃
		暖房用加圧シスターンタンク (年2回)	FRP製50ℓ	3	三菱樹脂	1 外観の状況確認 2 ホールタップ点検 3 タンク内排水清掃
		冷暖房切替作業 (年2回)		1		1 各種バルブ切替 2 水張り、水抜き 3 自動制御切替
2	換気設備保守業務	全熱交換器 (年2回)		6	松下精機	1 モーター絶縁測定 2 異常音・振動の有無確認 3 フィルター清掃
		給気ファン (年2回)		2	松下精機	1 モーター絶縁測定 2 異常音・振動の有無確認 3 フィルター清掃
		排気ファン (年2回)		14	松下精機	1 モーター絶縁測定 2 異常音・振動の有無確認 3 フィルター清掃
3	法令点検	油配管漏洩気密検査 (年1回)		1		1 地下タンク清掃作業 2 地下タンク及び埋設配管の漏洩気密検査
		ばい煙濃度測定 (年1回)		1		1 ばい煙濃度測定
6	諸経費			1		

仕 様 書

1 適用範囲

本仕様書は、白石市総合福祉センター空調換気衛生設備保守点検業務に適用する。

2 業務概要

本業務は、効率的な運転を行うために、下記の仕様内容に基づいて設備の機能保全、事故防止安全の確保及び延命を図り、空調換気設備関係機器を良好な状態で稼働させるための点検整備等を実施する。

3 業務委託名

白石市総合福祉センター空調換気衛生設備保守点検業務

4 業務場所

白石市総合福祉センター

5 契約期間

令和8年3月契約日から令和11年3月31日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

6 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

7 作業時の安全確保等

- 1) 作業現場においては必要に応じ保護具を着用すること。
- 2) 第三者災害の可能性がある場合は、作業区域をロープや標識等で明示し、災害の防止に努めること。
- 3) 酸素欠乏症等の危険のある場所では、酸素濃度測定等必要な措置を取り、安全を確保してから作業を行うこと。
- 4) コンセントを使用する場合は、漏電ブレーカー等の安全器具を使用すること。
- 5) 各機器の運転、停止あるいは電源の入切を行う場合には、検査員に連絡し、その指示により行うこと。

8 点検整備

冷房 5月6日から6月30日(暖房から冷房への切替及び総合点検)

暖房 10月1日から11月30日(冷房から暖房への切替及び総合点検)

機器については、検査員と打合せの上、日程を調整すること。

ただし、設備に故障等が生じた場合、受注者は緊急に出動するとともに適切な処置を行うこと。

9 点検整備機器・項目
別紙明細のとおり。

10 費用負担

- 1) 空調換気設備機器を良好な状態で稼働させるために必要な消耗品、交換部品、油脂類の費用は受注者の負担とする。
- 2) 点検等により空調換気設備機器に異常が認められた場合、もしくは故障等により良好な状態で稼働できなくなった場合、双方協議の上、修理交換にかかる費用負担を決定する。
- 3) 所有者の不注意・不適切な使用等、受注者の責によらない事由により生じた交換修理は、本契約に含まれない。

11 報告書の提出

点検の都度、作業報告書を作成して検査員に提出し、確認を受ける。

12 検査

受注者は、検査員から業務の履行内容について指示を受けた場合、直ちに是正しなければならない。

13 再委託の禁止

受注者は、業務の処理を他に委託してはならない。ただし、業務上やむを得ないときは再委託の理由を記載した申請書を発注者に提出し、書面による承諾を得ること。

14 経費の負担

点検整備作業に必要な光熱水費は発注者が負担する。

15 支払い

業務委託料の支払いについては、業務委託金額を2等分し、6ヵ月毎の2回均等払いとし、業務履行確認後、請求により支払うものとする。

16 その他

この業務内容に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、両者協議の上その内容を定めるものとする。